

青森県後期高齢者医療広域連合職員定数条例

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合条例第四号)

改正 平成一九年 三月二八日条例第二六号

平成二二年一月一六日条例第六号

平成二九年 二月二八日条例第一号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十二条において準用する同法第七十二条第三項の規定に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で「職員」とは、事務局に勤務する一般職の地方公務員（臨時、非常勤又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職に任用された職員を除く。）をいう。

(職員の定数)

第三条 職員の定数は、二十三人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年条例第二六号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年条例第六号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年条例第一号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。